

令和3年度静岡県特定最低賃金の審議・決定状況

件名	改正前 (円)	改正後 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	専門部会結審状況			本審状況
					部会回数	結審月日	採決状況	
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金	897	915	18	2.01%	3	10月11日	全会一致	令第6条第5項適用
鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	935	954	19	2.03%	3	10月12日	全会一致	令第6条第5項適用
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	951	970	19	2.00%	4	10月15日	労側反対	10月20日(労側反対)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	920	939	19	2.07%	3	10月13日	全会一致	令第6条第5項適用